

公 示 日 : 2021年3月17日

調達管理番号 : 20a01247

国 名 : マラウイ

担当部署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調達件名 : マラウイ国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト(ビデオ教材作成)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ビデオ教材作成
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年5月下旬から2021年10月上旬
- (2) 業務M/M : 現地 4.00M/M、国内 0.25M/M、合計 4.25M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	120日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月7日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年4月27日(火)までに個別通知

➤ 提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	普及教材作成に関する各種業務
対象国／類似地域	英語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) プロジェクトの背景

マラウイ国（以下、マラウイ）において農業セクターは国内総生産（GDP）の約 28%、外貨収入の約 80%を占める基幹産業として位置づけられている。また、総労働人口の約 64.1%が農業に従事しており、同セクターの成長がマラウイの社会・経済の発展を支える原動力として考えられている。

マラウイでは、多くの農家は農地面積が 1ha 以下の小規模農家であり、さらに農村部の人口増加により土地の細分化が進み、一人当たりの農地面積は減少傾向にある。その為、生計向上のためには、単位面積当たりの収益を向上させる必要がある。また、小規模農家は主に自給用にメイズを生産しているが、近年では農村地域においても現金需要が高まっており、収益性の高い作物や市場ニーズに合わせた作物の栽培による収益向上が求められている。

農業・灌漑・水開発省（現農業省）は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICA が 2014 年より開始した「市場志向型農業（以下、「SHEP アプローチ」¹）の課題別研修（2014 年開始）に研修員として職員を派

¹ SHEPアプローチとは、2006年から始まったケニア農業省とJICAの技術協力プロジェクトにおいて開発された小規模園芸農家支援のアプローチであり、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売のために作る」への意識変革を

遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を実施してきた。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。

上記の背景から、マラウイ国政府は今後同省職員の SHEP アプローチに関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、我が国に支援を要請した。これを受けて JICA は、「SHEP アプローチ」に基づきマラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図る事を目的とした「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（以下、MA-SHEP）」を 2017 年 4 月から 2022 年 4 月まで 5 年間の予定で実施中であり、現在 3 名の長期専門家を派遣中である。

本プロジェクトでは、より実践的なスキルを身につけるために、普及員に対する研修はこれまで演習や実習を含めて実施してきた。しかしながら、普及員の経験や理解力の違いにより、習得している知識や技術に差が生じている。また、紙芝居などの教材を提供しているものの、演習を再現する機会が限られていることから、プロジェクト終了後の持続性を担保するための効果的な教材の作成が求められている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による研修人数の制限等によって、非接触型の研修の必要性が高まっており、プロジェクトが各県に対して配布するタブレットを活用できる研修・普及方法の開発が期待されている。

(2) プロジェクトの概要

- プロジェクト実施期間：2017 年 4 月 9 日～2022 年 4 月 8 日（5 年間）
- 相手国側実施機関：農業省普及局 (DAES)
- 対象地域：全国（毎年度 2 つの地方農政局 (ADD) から約 6 県を選択し、第 1~4 バッチで計 24 県を対象とする。)

第 1 バッチ	カスング ADD、サリマ ADD（ムチンジ県、カスング県、コタコタ県、ンチシ県、ドーワ県、サリマ県）
第 2 バッチ	カロンガ ADD、ムズズ ADD（チティパ県、カロンガ県、ルンピ県、ムジンバ県、カタベイ県）
第 3 バッチ	ブランタイヤ ADD、シレバレー ADD（ムワンザ県、チクワワ県、ンサンジェ県、チョロ県、ムランジェ県、パロンベ県、ネノ県）
第 4 バッチ	リロングウェ ADD、マチンガ ADD（リロングウェ県、デッサ県、マンゴチ県、ンチェウ県、バラカ県、マチンガ県、

起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すものです。このケニアで成果をあげている手法や考え方を SHEP アプローチと呼んでいる。

	ゾンバ県) * プロポーザル方式により対象県選定予定
--	-------------------------------

- プロジェクト目標：プロジェクト対象小規模農家グループメンバーの所得が向上する。
- 期待される成果：
 - ① MA-SHEP パッケージの実施体制が構築される
 - ② MA-SHEP パッケージが確立される
 - ③ MA-SHEP パッケージが継続的に対象農家グループに実践される

7. 業務の内容

本業務従事者は、普及員の技術や知識の習得を促進するために、他専門家及びC/Pと連携してビデオ教材の作成を行う。ビデオ教材は、普及員向け研修の補助教材や復習用の教材として活用されると共に、普及員が行う普及サービスの補助として、農家研修や巡回指導の効果や効率を高めるために活用されることを目的とする。尚、ビデオ教材の作成に際して、園芸生産や営農といった専門的な内容は他専門家及びC/Pからの助言を受けることができる。具体的な業務は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年5月下旬）
 - ① プロジェクトの報告書や成果品等の整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。尚、公開されている報告書以外はJICA経済開発部より提供される。
 - ② 現地業務期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA経済開発部に提出する。併せて、JICAマラウイ事務所にも電子データを送付する。
- (2) 現地業務期間（2021年6月上旬～9月下旬）
 - ① 現地業務開始時に、JICAマラウイ事務所、C/P機関にワークプランの説明を行う。
 - ② 他専門家及びC/Pとビデオ教材の構成について協議を行い、構成（案）を作成する。
 - ③ ②で作成した構成に従い、他専門家やC/Pが実施する技術研修の撮影や市場調査研修のエクササイズ用教材の撮影、農業省の展示圃場を活用したビデオ教材の映像を撮影する。尚、2021年4～5月実施予定の技術研修に関しては、他専門家やC/Pが先行して映像撮影を行い、これを材料として提供する。
 - ④ 現在プロジェクトが所有している撮影機材は以下のとおりである。

- i. プロジェクトが所有している撮影機材
 - HD ビデオカメラ CANON LEGARIA HFR806
 - 外付け HDD 500GB
 - SD カード 16GB

※現在、活動記録のため頻繁に使用している。マイク外付け機能はない。

上機材の利用は可能であるが、教材作成にあたりこれら以外の調達が必要な場合は、撮影機材・編集ソフト²があればプロポーザルに各撮影機材・編集ソフトの見積りと調達が必要な理由を記載すること。ただし、追加機材は現地で使える程度のスペックとし、華美なスペックは控えること。これら撮影機材・編集ソフトは基本的に現地調達を想定しているが、現地調達が困難なものについては、本邦で事前に調達し、現地に渡航する際に持参する。このため、本邦での調達を想定して見積書には定額 30 万円で計上しておくこと。なお、機材の選定は契約後に関係者間で決定する予定である。

- ⑤ 構成に従い、ナレーション等の追加の音声素材を録音する。ナレーションは C/P の協力を得ることができる。なお、本業務では現地傭人の雇用を想定していない
- ⑥ 構成に従い、③で撮影したビデオ素材及び④で録音した音声素材を基に、ビデオ教材（案）を作成する。ビデオ教材（案）は英語で作成し、下記の内容を想定している。尚、教材の技術的な内容は他専門家からの助言を受けて作成する。
 - i. 技術研修デモンストレーション用教材案：7 本 x 各 5 分以内
(ボカシ、液肥、くん炭、播種育苗、移植、施肥、圃場管理)
 - ii. 市場調査研修エクササイズ用教材案：3 本 x 各 5 分以内
(マーケットサーベイ、作物選定、作付カレンダー)
- ⑦ 専門家及び C/P に対してビデオ教材（案）の発表を行い、協議を経て最終化する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関及び JICA マラウイ事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 10 月上旬)

²高度な動画の作成は求めておらず、一般的なビデオ教材作成に必要な機材を用いた撮影を想定している。コンサルタント等契約で購入する機材・物品の所有権は JICA が有しており、JICA から受注者に業務実施期間中無償で貸与することになります。業務完了後の取り扱い(相手国関係機関への譲与又は JICA への返納)については業務完了前に、監督職員と協議・確認すること。

- ① 専門家業務完了報告書（和文／英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（和文/英文、電子データ）
現地業務開始前に、業務期間中に実施する業務の具体的内容（案）を関係者と共有するためのもの。
- (2) 現地業務結果報告書
現地業務終了時に、英文で作成。提出部数は以下のとおり。
英文：2部（C/P 機関、JICA マラウイ事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書（和文/英文各2部、簡易製本/電子データ）
本業務の完了を確認するためのもので、現地業務後に提出することとする。作成したビデオ教材については専門家業務完了報告書に参考資料として添付して提出することとする。提出最終期限は2021年10月5日とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年6月以降を予定しています。
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、現地業務は2021年6月を予定していますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により変更になる可能性があります。

- ② 現地での業務体制

本プロジェクトチームに係る業務体制（予定）は、以下の通りです。

下記の専門家は、農業省普及局内の執務スペースで作業しています。

- 長期専門家 3 名（チーフアドバイザー、モニタリング/データ分析、業務調整/研修）
- 短期専門家 1 名（園芸生産/普及）

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジするが、一部専門家がアレンジ
- カ) 執務スペースの提供：農業省普及局内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - マラウイ共和国 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト中間レビュー調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043367.html>
- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五グループにおいて配布しますので、edga2@jica.go.jp に送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。
 - MA-SHEP 技術研修プログラム
 - MA-SHEP 技術研修教材
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください³。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します⁴。

以上

³ 10日以内に取得したPCR陰性証明書が必要(72時間以内に変更可能性)。但し、経由国での規則に基づく携行の必要性、PCR検査実施日について渡航前に要確認。PCR陰性証明書所持者は、14日間の自己観察(自己観察期間中は、フェイスマスク着用、ソーシャルディスタンス確保、手指消毒を徹底することが求められる)。

⁴ 2021年3月上旬時点で、新型コロナウイルス感染拡大の予防策として、MA-SHEPプロジェクトオフィスは以下の勤務体制を敷いている。専門家の勤務日は業務に応じ、週2日程度のシフト制とし、専門家の出勤は最大2名としている。また、昼食時の感染リスクを回避するため、専門家および全スタッフは半日勤務と取っている。現地の勤務体制については、契約締結後、適宜情報を提供する。